

稲城市病児・病後児保育事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保育を必要とする児童であつて、かつ、病気又は病気の回復期にあつて集団保育を受けることが困難な児童に対し、保育を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 病気 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等の日常罹患する疾患、水痘、風しん等の感染性疾患、ぜん息等の慢性疾患及び骨折等の外傷性疾患等をいう。

(2) 病気の回復期 次に掲げるものをいう。

ア 感冒、消化不良症（多症候性下痢）等日常罹患する疾患において、急性期を経過した以後

イ 麻しん、水痘、風しん等の感染性疾患においては、他の児童に感染するおそれのある感染期を経過した以後

ウ ぜん息等の慢性疾患においては、発作が収まった以後

エ 骨折等の外傷性疾患においては、症状が固定した以後

オ その他医師が回復期にあると判断した状態

(3) 病児保育 病気の回復期に至らず、医療機関等における入院の必要はないが、当面の症状の急変が認められない児童に対し、安静の確保に配慮して行う保育をいう。

(4) 病後児保育 病気の回復期にあり、医療機関等における入院又は治療の必要はないが、集団での保育が困難である児童に対し、安静の確保に配慮して行う保育をいう。

(5) 実施施設 病児保育又は病後児保育（以下「病児・病後児保育」という。）の実施について、児童の適切な処遇を確保することができる施設で、かつ、市に届出を行った施設をいう。

(対象児童)

第3条 病児・病後児保育を受けることができる児童（以下「対象児童」という。）は、稲城市在住又は稲城市在勤の保護者の満4か月から小学校3年生までの児童であって、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な児童のうち、市長が病児・病後児保育を実施することが適当であると認め、かつ、第8条に規定する登録を受けた者とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、実施施設の状況により、対象児童を年齢、疾病等により、必要な限度において制限することができる。

（事業内容）

第4条 病児・病後児保育の内容はおおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 対象児童の健康状態を的確に把握するとともに、当該児童の状態に応じ、安静を保てるような処遇をすること。

(2) 他の児童への感染防止に配慮すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、病気又は病気の回復期にある児童に対し、適切な保育のために必要な措置を講ずること。

（病児・病後児保育を実施しない日）

第5条 病児・病後児保育を実施しない日は、次のとおりとする。ただし、実施施設の状況により、次に掲げる日以外も保育を実施しないことができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（病児・病後児保育時間）

第6条 病児・病後児保育の実施時間は、午前8時から午後6時までとする。

（実施基準）

第7条 病児・病後児保育の実施基準は、別記のとおりとする。

2 病児保育の実施施設は、1日1回以上医師が巡回を行う等、児童の症状の変化に的確に対応できる体制を整えるものとする。

（病児・病後児保育児童の登録）

第8条 保護者は、病児・病後児保育を利用するときは、あらかじめ当該

児童に係る稲城市病児・病後児保育児童登録票（様式第1号）を市長に提出し、登録を行わなければならない。なお、登録の内容に変更が生じた場合は、稲城市病児・病後児保育児童登録票変更届（様式第1号の2）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めたときは、登録と第9条に規定する利用の申請を同時に行うことができる。

（利用の申請）

第9条 病児・病後児保育の利用者（以下「利用者」という。）は、病児・病後児保育を利用しようとする日の当日までに、稲城市病児・病後児保育利用申請書（様式第2号）に必要な書類を添えて、実施施設に申請するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

（利用期間）

第10条 利用者が連続して病児・病後児保育事業を利用できる期間は、1週間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この期間を超えて利用することができる。

（利用の変更等）

第11条 市長は、病児・病後児保育児童が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、病児・病後児保育の利用期間を変更し、又は病児・病後児保育の利用を取り消すことができる。

- (1) 児童の病状が重く、入院、治療等の必要があるとき。
- (2) 児童が重篤な感染性の疾患を有し、他の児童に感染するおそれがあるとき。
- (3) 児童に対し病児・病後児保育を実施する必要がなくなったと認めるとき。
- (4) 利用者又は児童が実施施設の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当でないとき。

（病児・病後児保育利用料）

第12条 利用者は、病児・病後児保育を利用したときは、病児・病後児保育にかかる事業費の保護者負担分として、病児・病後児保育利用料（以下「利用料」という。）を実施施設に支払わなければならない。

- 2 前項に定める利用料の額は、児童1人1日につき2,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、稲城市民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けている世帯又は前年度分の区市町村民税非課税世帯に該当する世帯の利用料については、稲城市が負担することができる。
- 4 前項に規定する免除を受けようとする者は、稲城市病児・病後児保育事業利用料免除申請書（様式第3号）を、実施施設に提出しなければならない。
- 5 実施施設は、前項の規定により利用料を免除したときは、対象者の氏名等について市長に報告しなければならない。
- 6 利用者は、第1項及び第2項に規定する利用料のほか飲食物費等について、実費相当分を実施施設に支払わなければならない。

（委託）

第13条 市長は、本要綱に定める事業について、民間事業者に委託することができる。

（委託に伴う措置）

第14条 市長は、前条に規定する委託をするときは、次の各号に掲げる事項について明示しなければならない。

- (1) 個人情報の守秘義務に関すること。
- (2) 事業の報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に違反した場合における損害賠償及び契約の解除に関すること。

2 市長は、この要綱に定める事業を適正に行うため、委託先が行う事業の内容を必要に応じ調査し、必要な措置を講ずることができる。

（留意事項）

第15条 実施施設は、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 予約受付システムや電話連絡等により利用前日に利用者に対して利用の有無を再度確認するなど、利用者が複数か所に予約を行うことがないように対応策を講じるよう努めること。
- (2) 利用者による当日キャンセルの結果、職員配置に余剰が生じた場合

(利用予定児童4人に対して2人の保育士を配置していたが、1人の当日キャンセルにより保育士が1人余剰となる場合等。)に、当日キャンセルした家庭へ状況確認のための連絡等を行う。なお、当日キャンセルのあった日時、当日キャンセルした者の氏名、当日の職員の配置状況、当日キャンセルのあった家庭への連絡等の対応状況について、別途帳簿等で管理し、稲城市に提出すること。

(3) 保育中に事故等が生じた場合には、速やかに稲城市へ報告すること。

(4) 児童福祉施設の整備及び運営に関する基準第6条の3に準じ、安全計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。

(5) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第9条の3に準じ、事業継続計画の策定及び必要な措置を講じること等に努めること。なお、病児・病後児保育事業の性質を踏まえ、常時より次の感染防止のための対策を行うこと。

ア 体温の管理等その他健康状態を適切に把握するとともに、複数の児童を受け入れる場合は、他児への感染に配慮すること。

イ 手洗い等の設備を設置し、衛生面への十分な配慮を施すことで、他児及び職員への感染を防止すること。

ウ 児童の受け入れに際しては、予防接種の状況を確認するとともに、必要に応じて予防接種するよう助言すること。

(研修)

第16条 病児・病後児保育事業に従事する職員は、「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」に定める病児・病後児保育研修を受講し、資質の向上に努めること。

(文書の作成・保存)

第17条 実施施設は、収入及び支出の状況、管理運営、利用状況等について適切に記録するとともに、これらの書類を、次年度の4月1日から起算して5年間保存するものとする。

(準用)

第18条 病児・病後児保育の実施にあたっては、この要綱に定めるもののほか、「東京都病児保育事業実施要綱」(平成21年9月8日付21福保子

保第375号福祉保健局長決定）及び「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を準用する。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、子ども福祉部長が別に定めることができる。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 第2条第2項に規定する保育施設に入所していない者であっても、家庭における保育又は看護に欠ける者については、当分の間、保育施設に入所している者とみなす。

付 則（平成23年2月1日市長決裁）

1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の稲城市病後児保育事業実施要綱の規定による様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

付 則（平成24年3月30日市長決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則（平成24年8月21日市長決裁）

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第8条及び第9条の規定は、平成24年9月1日から適用する。

付 則（平成26年2月7日市長決裁）

1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の稲城市病後児保育事業実施要綱の規定による様式で、現に残存するものは、なお使用することができる。

付 則（平成29年1月31日市長決裁）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（令和 2 年 9 月 8 日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 2 年 12 月 21 日市長決裁）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 3 月 14 日市長決裁）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、様式第 2 号及び様式第 3 号の改正規定は、市長の決裁のあった日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の稲城市病児・病後児保育事業実施要綱様式第 2 号及び様式第 3 号の規定による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和 5 年 9 月 11 日市長決裁）

この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

別記（第7条関係）

保育室等施設基準

1 実施施設について

「病児保育事業の実施について（平成27年7月17日雇児発0717第12号）」に沿った事業のための専用施設であって、市長が適当と認めたものとする。

2 利用定員

実施施設の利用定員は、病児保育においては4人以上、病後児保育においては2人以上とする。

3 職員配置等

- (1) 病児・病後児の看護を担当する看護師等（保健師、看護師、准看護師、助産師のいずれか）1人を配置すること。
- (2) 利用児童おおむね3人に対して保育士1人を配置すること。
- (3) 看護師等及び保育士は原則常駐とするが、利用児童が見込まれる場合に、他の施設から速やかに駆けつけられるなどの迅速な対応が可能であれば、常駐を要しないものとする。

4 設備等

実施施設には、保育室、観察室又は安静室、調理室、その他事業の実施に必要な設備を有することとし、下記の実施施設基準表のすべてを満たすこと。

実施施設基準表

部屋名 ・設備	要件	注意事項
保育室	1 児童1人当たり1.98 m ² 以上 2 採光及び換気が確保されていること	病児・病後児保育専用であること 換気扇や空気清浄機等を適正に使用する

		こと
観察室又は安静室	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童1人当たり1.98 m²以上 2 1室当たり3.3m²以上 3 静養又は隔離の機能を有すること 4 採光及び換気が確保されていること 	<p>病後児保育専用であること</p> <p>病児保育を実施する場合は、隔離の機能を有した部屋を有すること。</p> <p>その場合、感染予防に十分配慮すること</p>
調理室・調乳室	<ol style="list-style-type: none"> 1 有すること 2 独立した調理室の設置が困難な場合は、調理スペースを確保し、保育室との境界に柵を設ける等安全性に十分配慮すること 	併設する施設に調理・調乳室がある場合は、これとの共用が可能
トイレ・手洗い設備	<ol style="list-style-type: none"> 1 設けられていること 2 区画されていること 3 児童が安全に使用できること 	
非常災害に対する措置	<ol style="list-style-type: none"> 1 2か所2方向避難経路を確保するなど、非常災害時の避難に必要な設備を有すること 2 消火器等の有効な消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、その使用方法について全職員に周知すること 3 非常災害に対する具体的な計画を立て、全職員に周知するとともに、避難及び消火に対する訓練について、少なくとも3か月に1回実施すること。なお、児童を参加させる 	

	<p>実地訓練を実施する場合には、児童の病状に十分配慮すること</p> <p>4 非常時の避難場所について施設内に掲示するほか、利用児童の保護者にあらかじめ情報提供すること</p>	
トイレ以外の手洗い設備	<p>食事の前や遊びのあとに使用する手洗い設備が、トイレ用とは別に設けられていることが望ましい</p>	<p>保育室内に設けることが望ましい</p>